



私のお気に入り

～#市長が訪ねてみる～

第1回 吉田町2丁目・3丁目

市長の石丸伸二です。この度、コラムの連載を始めることになりました。

18年ぶりに住む地元は、ずいぶん変わったな、という印象です。私が生まれ育った吉田町商店街も、今では“少”店街と呼べちゃうほど(某店主談)静かになっています。

小さい頃の思い出は、この商店街が中心です。朝早くに響くシャッターの音。夕方の忙しそうな買い物客。市入祭でずらっと並ぶ出店。隣の家のおとうさんがおかあさんに叱られる声(笑)。その全てが私の幸せな時間だった、と自信を持って言えます。だから、このまちに帰って来ようと思えました。

まちの景色が変わっても、いえ、変わるからこそ、思い出は大切なんだと感じます。みんなで物語を共有していけば、きっと新たに真に統合されたまちが実現できるはずです。

市長が取材をして、市長が記事を書く、事業費はゼロ円! タイトル「私のお気に入り(My Favorite Things)」は、誰もが聞いたことのある名曲の題名です。このコラムでは、皆さんの“お気に入り”を集めて回ります。思い出を語りたい地域や場所があれば、ぜひ教えてください。



My Favorite Things

皆さんの“お気に入り”を募集します!

思い出を語りたい「地域・場所」「理由」と「連絡先」を記入した『私のお気に入り 応募用紙』を『広報あきたかたアンケートBOX』へ投函するかメール(koho-akitakata@city.akitakata.jp)でご連絡ください。

☎総務課 秘書広報室 ☎お太助フォン42-5627



令和2年度 全国大会等出場選手(3月)

ハンドボール

第44回全国高等学校ハンドボール選抜大会

3月23日(火)～29日(月) 場所:山梨県甲府市

| | | | |
|--|------------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|
| つきし すずか 【女子の部】 築地 涼花 さん(向原高2年) | うえおか いちか 上岡 一花 さん(向原高1年) | おりは あみ 折端 亜美 さん(向原高1年) | こさき せりな 小先 芹奈 さん(向原高1年) |
| なかむら あおい 中村 碧衣 さん(向原高1年) | やまだ れんじゅ 山田 蓮珠 さん(向原高1年) | よしただ 吉武 さつき さん(向原高1年) | |

新体操

第36回全国高等学校新体操選抜大会

3月24日(水)～26日(金) 場所:北海道札幌市

【男子団体競技】 ■三次高校

| | |
|-----------------------------------|----------------------------------|
| いとう てつと 伊藤 鉄人 さん(向原中出身) | いのうえしょう 井上 翔 さん(向原中出身) |
|-----------------------------------|----------------------------------|

学生納付特例制度

所得が一定以下の学生は在学中の保険料の納付が猶予されます。

対象 学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上の課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方(夜間・定時制課程や通信課程の方も含む)。

所得基準 118万円+扶養親族等の数×38万円+社会保険料控除等

申請方法 以下の書類を添付し、本庁、各支所、もしくはお近くの年金事務所まで申請手続きを行ってください。

- ・年金手帳または基礎年金番号通知書
- ・在学期間がわかる在学証明書(原本)または学生証(裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載のあるものは裏面を含む)のコピー
- ・退職(失業)した方が申請する際は、雇用保険受給者証、雇用保険被保険者離職票等の退職(失業)したことを確認できる書類

保険料の追納について 学生納付特例期間は、10年以内であれば保険料をさかのぼって納めること(追納)ができます。将来受け取る金額を増額するためにも、追納することをお勧めします。

☎三次年金事務所 ☎0824-62-3107



学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までですが、承認を受けた次の年度も在学予定の場合、4月初めに再申請の用紙(はがき)が送られてきます。引き続き学生納付特例制度の申請を希望する場合は、必要事項を記入し、年金事務所等へ返送してください。



非自発的失業者の方への軽減制度

解雇や倒産などで離職し、国民健康保険に加入した方(非自発的失業者)は、在職中と同程度の掛け金となるように国民健康保険税が軽減される制度があります。

※制度を利用するには届け出が必要です。

対象者 ※以下の全てに該当する方。

- ・離職日時点で65歳未満の方
 - ・「雇用保険受給資格者証」の離職理由コードが以下のいずれかの方
(特定受給資格者)11・12・21・22・31・32 (特定理由離職者)23・33・34
- ※軽減判定には「雇用保険受給資格者証」が必要です。紛失した方はハローワークで再発行の手続きを行ってください。

軽減内容

所得割、均等割、平等割で構成される国民健康保険税のうち、所得割の部分で前年中の給与所得を30%に減額して保険税を計算します(軽減前の給与所得額が100万円の場合、給与所得額を30万円として計算)。

軽減期間

離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで。
例)令和3年3月31日に離職した場合
→令和3年度4月～令和4年度3月

申請時必要書類等

- ・失業した方の「雇用保険受給資格者証」
- ・印鑑

届出窓口

税務課市民税係 保険医療課医療保険年金係
各支所窓口係

☎保険医療課 医療保険年金係 ☎お太助フォン 42-5619